

個人情報保護審議会（第104回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成20年10月21日（火）午前10時00分から11時50分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館7階「亀」

2 出席及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員

山下 淳 伊藤 潤子 赤坂 正浩
森本 章夫 宮内 俊江

(2) 欠席委員

藪野 正昭 佐々木 典子

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

（健康福祉部健康局薬務課）

課長 堅田 博行 製造指導係長 吉田 博之

（企画県民部企画財政局市町振興課）

行政係長 山元 浩司 主査 松本 順子

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報センター室長 浜田 充啓 主幹兼個人情報・行政手続係長 四方 弘道
県民情報センター 高橋 哲也 県民情報センター 小田 涼子

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 諮問受付番号20-6号 収集の制限（本人収集の例外、センシティブ情報の収集禁止）の例外並びに利用及び提供の制限の例外について

【フィブリノゲン製剤等の投与を受けた可能性のある所在不明者に係る現住所等調査の件】

6 議事の要旨

(1) 諮問受付番号20-6号 収集の制限（本人収集の例外、センシティブ情報の収集禁止）の例外並びに利用及び提供の制限の例外について

【フィブリノゲン製剤等の投与を受けた可能性のある所在不明者に係る現住所等調査の件】

薬務課及び市町振興課の職員から説明が行われた。

委員：医療機関は、市町村に住民票を請求すれば、所在不明者の現住所を調査することができるということだが、これが可能なのに、なぜ住基ネットを使用して調査する道を決めるのか。

薬務課：住民票を請求するときには、カルテ等の記録を添付しなければならないなど、手続きが煩雑な面がある。本件調査の手法であれば、より簡易な方法で通知を出すことができ、利便性が高い。

委員：兵庫県内の所在不明者は、約80人ということ。わざわざ住基ネットを使う仕組みを立ち上げて、それでどこまで効率化できるのか。

薬務課：確かに対象人数は少ないが、医療機関にとって調査事務を省力化できるという意味で効率化でき、一人でも多くの県民に通知できるようになる。

委員：転居先が県内であれば、必ず現住所がわかるのか。

市町振興課：住民票上の転居先は、県内であれば分かる。しかし、住民票上の住所に居住していないような場合には、現実問題としてはわからない。

委員：端末を操作して、ヒットする確率はどれくらいか。

市町振興課：実際にやってみなければわからない。

委員：総務省から、市町村に対して、医療機関の調査に協力するよう事務連絡文書が出ているようだが、個別に住民票を請求するという手法が医療機関にとって大きな負担になっているのか。

薬務課：医療機関は、10年以上前の多くの記録の中から対象者を抽出しなければならず、このこと自体が負担になっているようである。県としては、たとえ調査手続の一部でも支援することで、少しでも後押ししたい。

委員：本件調査は、できる限りいろんな調査手法を用意して、肝炎検査に係る通知を少しでも多く出したいということか。

薬務課：そのとおり。昨年1年間で、肝炎に関する相談が約16,000件も県に寄せられた。社会的関心は高い。県は、そのサポートをするということ。

委員：対象人数が少ない割には、準備する装置が大がかり過ぎるようにも思うが、生命、健康に関わる話なので、人数の問題ではないともいえる。

委員：住基ネットの有効活用という側面を前面に出されると、少し抵抗感がある。憲法学の世界では、合理性と、差し迫った合理性という基準で議論されることが多い。本件調査は、フィブリノゲンを投与された可能性のある本人のことを考えれば、たしかに一定の合理性が認められるが、他の調査手段もあり、対象者が少ないことを考えると、差し迫った合理性まであるとは考えにくい。

委員：本件調査は、どうしてもこの手段でないとダメという性格ではないが、他の手段も用意した方が、肝炎検査に係る通知を漏れなく行うという目的にかなうというものではないか。

委員：本件事業は、医療機関には周知するのか。

薬務課：投与の記録を保存している医療機関に周知する。

委員：厚生労働省の調査によれば、受診勧奨通知が届かなかった所在不明者は、全国で1,900人とのこと。このうち、兵庫県在住の方は、人口按分による推計で約85人との説明だったが、実際の数字は、厚生労働省に聞けば教えてもらえるのではないのか。

薬務課：厚生労働省も、各医療機関で何人という数字だけしか把握していないようで、そのうち、兵庫県在住者が何人いるか、それは誰かという情報までは持っていないようである。

委員：住基ネットで検索した結果、住民票上の住所は判明したが、通知を郵送してみたら帰ってきたというときは、どうするのか。

薬務課：改めて、医療機関にその旨を追加で通知する。

実施機関退室

委員：この事業の仕掛け自体の必要性について、個人情報保護の観点から疑問があるという意見も一部あったが、御意見を伺いたい。

この仕組みでなければ肝炎検査の通知ができないというわけではない。しかし、これを使えば助かる人が少しでも増える。医療機関に任せるのもひとつだが、県行政としてできることはするということのもひとつの考えか。

委員：個別に住民票を追いかけるのが大変なのはよく理解できる。その点では同情する。その反面、対象者の規模を考えると、いかがなものか思案する。

委員：事業の趣旨はよく理解できるが、住基を使いたいというなら、もっと差し迫った必要性がある事業であることを説明した方が納得を得られやすいのではないか。

委員：この仕組みがなければ、県としても医療機関から事情を聞いたり、がんばって通知するよう指導したりしにくいのではないか。

委員：本件調査には、合理性はあるが、強い合理性があるかということ、疑問もある。

委員：住基ネットは、せっかく整備したのだから、個人情報保護のために必要な配慮を施しながら、使えるところはきちんと使おうということではないか。たとえ一人でも生命、健康の危険から救済できればよいのではないか。

委員：たしかに命は一人でも大切。しかし、本件調査では、所在不明者は1施設につき2人程度にとどまるので、その意味で効果は限定的。この調査をしたからといって、それだけで行政としてやるべきことはやったんだ、で済まされるのならば、消費者の立場からするとこれで十分とは思わない。

委員：私は、県はあらゆる手を尽くして肝炎検査に係る通知をすべきだと考える。その意味で、本件調査には賛成である。

しかし、只今の実施機関の説明では、本人確認情報の条例案文には、「所在不明のものに対する当該措置に係る必要な情報の提供に関する事務であって規則で定めるもの」とあって、具体的な事業の名称は、規則で定めることになるようだ。今後、住基ネットを使った調査事業がどのような事業に適用されるのか予測できるのだろうか。

委員：今後、実施機関が別の調査事業等で住基の本人確認情報を利用するとき、個人情報保護審議会としてはどのような関わり方になるのか。

事務局：どのような事務事業で住基サーバーを利用できるのかという局面では、本人確認情報保護審議会の方で御意見をいただき、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例と規則の改正により対応することとなる。

しかし、住基サーバーを利用する局面以外の部分、つまり実施機関が個人情報を収集し、利用し、提供する局面では、個別の事務事業ごとに個人情報保護条例に照らして適正かどうかを検証し、必要であれば本審議会に諮問することになる。

委員：答申案については、諮問案件については承認する。本件調査事案について差し迫った必要性といったことについて委員間の意見は分かれたが、県民の生命、健康に配慮することは重要と認められることから、承認したことを記載する。実際の答申文案は、事務局と会長で起案し、先生方に確認頂いて決定するというところでよいか。

委員：異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第104回）資料